

第27節 三重県防災ヘリコプター応援要請計画

第1項 計画の主旨

市長は知事に対して防災ヘリコプターの応援要請を「三重県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところにより行う。

第2項 市が実施する対策（総務管理部）

1 応援要請の原則

現に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で次のいずれかに該当し、市長が防災ヘリの活動を必要と判断したとき、知事に対して応援要請をする。

- (1) 災害が、隣接する市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 当市の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

2 応援要請方法

知事（災害対策課）に対する応援要請は、電話等により、次の事項について連絡を行うものとするが、事後速やかに防災ヘリコプター緊急運航要請書を知事に提出する。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- (5) 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要事項

※ 緊急時応援要請連絡先

災害対策課 防災航空隊（平日の夜間及び土、日、祝日も同じ）			
	TEL		059-235-2558
	FAX		059-235-2557
	地上系無線電話		8-145-**-11
災害対策課 三重県防災行政無線	地上系無線電話		8-*-651～653
	衛星系無線電話		7-101-651～653

~~※ 緊急運航要請書~~ 資料編 16-2 三重県防災ヘリコプター緊急運航要請書

第28節 災害義援金・義援物資の受入計画

第1項 計画の主旨

罹災設備その他に対する義援金品等の受入れ、保管輸送及び配分は、本計画による。

第2項 市が実施する対策（総務管理部、福祉医療対策部、産業物資対策部）

1 実施機関

災害義援金品等の受入れ、輸送及び配分は、三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、県、市、その他各種団体が共同し、あるいは協力して行う。

2 受入れ

市内に大規模災害が発生した場合、市は関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県本部に報告するとともに報道機関を通じて公表する。

3 義援物資の集積

実施機関は災害の規模及び災害発生の地域等に応じ、義援物資の集積場所を指定するなど、集積方法を定め物資を集積、引継ぐ。

4 保管

義援金及び見舞金（有価証券を含む。）については、本部において一括とりまとめ保管し、義援品等については、各関係機関において保管する。

5 配分、輸送

被災地域の状況、義援金品等の内容、数量等を検討し、速やかに被災者に届くよう、関係機関を通じ配分及び輸送する。

なお、災害義援金については、県に設置される三重県災害義援金配分委員会の決定に基づき各市町へ配分されるため、速やかに市独自の災害義援金配分委員会を設置し、市が独自に募集する義援金と併せ対象となる被災世帯に対し配分する。

6 費用

義援金品等の受入れ及び配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするが、輸送その他に要する経費は実施機関において負担する。

第3項 市民が実施する対策

市民は、可能な範囲で災害義援金・義援物資による被災地及び被災者支援に協力するよう努める。

第29節 救助活動に関する計画

第1項 計画の主旨

大規模災害が発生した場合、救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施する。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

第2項 市が実施する対策（総務管理部、福祉医療対策部、消防対策部）

1 救助活動

- (1) 被災者の救出は、本部において迅速に実施するのを原則とする。ただし、市の機能では十分な救出活動が行えないときは、県、警察及び隣接市町村と緊密な連絡をとり、万全を期する。
- (2) 救助活動は、救命処置を必要とする要救護者及び自力脱出不能者を優先することを原則とし、それ以外の場合は、地域住民や自主防災組織、消防団等の活動に対して、適宜応援する。
- (3) 医療機関その他の関係機関が活動するまでの間、被災地に仮救護所を設置し、疾病者に対し応急処置を実施する。

2 応援要請

市の救助力が不足すると判断した場合には、知事に対して隣接市町、緊急消防援助隊、警察、自衛隊等の応援を求める。

- (1) あらかじめ、消防相互応援協定を締結している近隣市町は、当該協定の定めるところにより応援出動する。
- (2) 近隣市町の応援のみでは対応ができないほど災害が大規模な場合は、県、市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内全ての市町及び消防組合協定書に記載のある応援隊に応援出動を要請する。
- (3) 傷病者のうち、重篤患者の緊急搬送及び遠隔地への搬送が必要な場合、市長は、知事に対し、防災ヘリコプターの出動を要請する。
- (4) 市長は、本市の消防力及び県内消防相互応援では十分な体制を取ることができないと判断した場合は、知事に対して緊急消防援助隊の受援出動を要請する。なお、知事に連絡ができない場合は、消防庁長官に対して直接要請する。

3 資材の調達等

市は、必要に応じて、民間からの協力等により、救助活動のための資機材を確保し、効率的な救助活動を行う。

4 活動拠点等の確保

応援出動を要請した際の救助関係機関が部隊を展開，宿営等を行う拠点となる施設・空地等を確保する。

5 惨事ストレス対策

救助活動を実施した職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第3項 防災関係機関等が実施する対策

1 警察

警察は，市から救助活動の応援要請があった場合，又は，警察自身が必要と判断した場合には，速やかに救助活動を実施する。

2 自衛隊

自衛隊は，知事の災害派遣要請に基づき，救助活動^等を実施する。

3 海上保安部

海上保安部は，災害等により発生した海難救助等を行う。

4 資機材の調達等

救助活動に必要な資機材は，原則として，当該活動を実施する機関が携行する。

第4項 市民や地域が実施する対策

大規模災害が発生した場合には，被害が広域において同時多発し，輸送路も麻痺しやすいことから，自衛隊，海上保安部，警察及び消防機関等の救助機関が被災地に赴くのに時間を要することとなるため，被災地の地域住民や自主防災組織，消防団等は，救助機関が到着するまでの間，可能な限りの初期救助活動と応急手当の実施に努め，救出した被災者を至近の医療機関等まで搬送する。

第30節 突発的災害への応急対策計画

第1項 計画の主旨

関係機関等から収集した情報を分析し、局地的大雨・竜巻・雪害等の突発的災害の発生を予測するとともに、その可能性等に応じて、必要な応急対策を講じる。

第2項 市が実施する対策（危機管理班，総務管理部，避難所対策部，環境対策部，土木対策部）

1 局地的大雨対策

（1）県や防災関係機関との情報共有

災害の発生が予想される早い段階から、県や防災関係機関と情報を共有し、避難~~勧~~
告指示等の発令時期の検討や河川施設の操作等、必要な防災対策を講じる。

（2）市民等への注意喚起

局地的大雨の場合、浸水しやすい場所に近づかない、むやみに外出しない等、市民一人ひとりの安全確保行動が重要となるため、第3項に記す内容等を市民・事業者等へ周知するよう努める。

2 竜巻等突風対策

（1）住民への注意喚起

気象台が発表する竜巻注意情報を受信した場合は、適切な方法で住民へ情報を伝達するとともに、市民・事業者等へ周知するよう努める。

（2）避難所の開設及び運営

竜巻・突風等の被災者に対し、避難所を開設し、迅速に収容する。

（3）災害がれき処理

市災害廃棄物処理対策計画に基づき処理を行う。人の健康や生活環境への影響の大きいものを優先的に収集運搬、処理処分を行う。

（4）道路の応急復旧

竜巻・突風等により道路上に飛散したがれき等の障害物を、迅速に処理し、交通に支障のない状態とする。

3 雪害対策

（1）市民等への注意喚起

気象台から大雪警報等が発表されるなど、深刻な降雪被害が想定される場合は、適切な方法で市民・事業者等へその情報を伝達し、注意を促すとともに、第3項に記す内容等を市民・事業者等へ周知するよう努める。

（2）道路除雪

主要な幹線道路について、優先的な除排雪の実施に努める。

(3) 適切な道路管理と交通対策

道路管理者、~~県~~警察その他の関係機関は、大雪による車両滞留を防止するため、情報の共有に努め、必要に応じて通行止めの区間やタイミング等について調整を図る。

車両滞留が発生した場合には、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、直ちに放置車両対策を行うなど、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するための必要な措置を講ずる。

(4) 防災関係機関との協力

迅速かつ的確な応急対策措置を実施するため、他の防災関係機関等と除雪実施状況、雪害発生時の道路情報を相互に伝達し、密接な連携・協力体制を確保する。

第3項 市民や地域が実施する対策

1 局地的大雨対策

(1) 局地的大雨に関する防災気象情報等の活用

市民・事業者等は、局地的大雨の予兆となる気象現象等（周囲が急に暗くなる、雷鳴・雷光が現れる、冷たい風が吹く、大粒の雨や「ひょう」が降る）を覚知した場合や、気象庁が発表する~~「気象レーダー」~~~~「解析雨量」~~「警報・注意報」「降水短時間予報」「高解像度降水ナウキャスト」などの防災気象情報や「すずか減災プロジェクト」により、局地的大雨が発生する可能性が高まっていることを認知した場合は、不要不急の外出を避け、川・崖・低地などの危険な場所に近づかないなどの予防措置を講ずるとともに、その危険性に鑑み、避難や避難準備等の自らの身を守る対策を講ずる。

(2) 局地的大雨からの避難対策

市民・事業者等は、所有又は管理する住居や事業所等が立地する場所やその周辺に局地的大雨が発生した場合、その危険性に鑑み、早めに安全な避難所等への避難行動を取る。

また、夜間や避難路の状況が不明であるなど、避難所等への避難が危険と判断した場合は、高層階への垂直避難や、高層階の山とは反対側の部屋への避難、近隣のより安全な住居・施設等への避難など、想定される災害事象に応じ、適切な対策を講ずる。

(3) 建築物等の地階における避難体制の整備

特に不特定多数が利用する地階を有する建築物の管理者は、局地的大雨による浸水の危険性に鑑み、利用者や従業員等の上層階への避難誘導など、適切な対策を講ずる。

2 竜巻等突風対策

(1) 竜巻等突風に関する防災気象情報等の活用

市民・事業者等は、竜巻等突風局地的大雨の予兆となる気象現象等（真っ黒い雲が近づく、ごみなどが巻き上げられて飛んでいる、“ゴー”という音がする、＜気圧の変化で＞耳に異常を感じる）を覚知した場合や、気象庁が発表する~~「気象レーダー」~~「竜巻注意情報」「竜巻発生確度ナウキャスト」などの防災気象情報により、竜巻等突風が発

第3章 災害応急対策計画

生する可能性が高まっていることを認知した場合は、その危険性に鑑み、危険物の飛散防止等の対策を講ずるとともに、避難や避難準備等の自らの身を守る対策を講ずる。

(2) 竜巻等突風からの避難・防護対策

市民・事業者等は、所有又は管理する住居や事業所等が立地する場所やその周辺に竜巻等突風が発生した場合、その危険性に鑑み、次のような避難行動を取る。

①屋内での退避行動

- ・窓や、ドア、外壁から離れる。
- ・家の一階で中心部に近い、窓の無い部屋（トイレ等）や地下室に駆け込む。
- ・浴槽や机の下等の頑丈な物の陰に入り、両腕で頭と首を守る。

②屋外での退避行動

- ・コンクリート製等の頑丈な屋内に駆け込む。
- ・駆け込める屋内がない場合は、頑丈な構造物の側にうずくまるなど、側溝等に伏せる。
- ・車庫や物置、プレハブを退避場所にしない。

3 雪害対策

(1) 局地的大雨に関する防災気象情報等の活用

市民・事業者等は、気象庁が発表する大雪注意報・警報や24時間降雪量などにより大雪の危険性が高まっている場合は、不要不急の外出を避けるよう努める。また、車で外出する場合は、スタッドレスタイヤを装着又はタイヤチェーンを携行・装着する。

(2) 雪害からの防護対策

市民・事業者等は、所有又は管理する住居や事業所等の屋根などが雪の重みで崩れるなど、雪の固まりが落雪する等によって、通行人がけがをするなどの事故を防止するため、建物周辺の安全確保や除雪等の適切な防護措置を講ずる。

なお、除雪を行う場合は、安全な服装・装備により2人以上で作業を行うよう努める。

第31節 財政金融計画

第1項 計画の主旨

災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の防災行政の実施は、国、県、市及び各関係機関等がそれぞれの立場において分任して、それに要する費用はそれぞれの機関が負担するが、これにより市財政に混乱を生じさせるおそれがある場合は、法令に基づき、又は予算上の措置により、財政負担の適正化のため所要の措置を講ずるものとする。

第2項 市等が実施する対策（総務管理部、国、県）

1 費用の負担者

（1）災害予防及び災害応急対策に要する費用

災害予防及び災害応急対策に要する費用は、法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置が講じてある場合を除き、その実施責任者が負担する。

（注）法令に特別の定めがある場合

ア 救助法 第~~36~~21条

イ 水防法 第44条

ウ 基本法 第94条、第95条

エ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第62条

（2）応援に要した費用

他の地方公共団体等の応援を受けた場合、市は当該応援に要した費用を負担する。ただし、当該費用を支弁するいとまがない場合は、一時繰替え支弁を求める。

（3）知事の指示に基づいて市長が実施した費用

知事の指示に基づいて市長が実施した応急措置のために要した費用及び応援のために要した費用のうちで指示又は応援を受けた市に負担させることが困難又は不適当なもので災害対策基本法施行令第39条で定めるものについては、国がその一部を負担する費用を除いて政令で定めるところによって、県が一部又は全部を負担する。

2 国が負担又は補助する範囲

（1）災害応急対策に要する費用

災害応急対策に要する費用については、法令で定めるところにより、又は予算の範囲内において国がその全部又は一部を負担し、又は補助する。

（2）非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づく応急措置に対する費用

非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づいて市長が実施した応急措置のために要した費用のうち、市に負担させることが困難又は不適当なもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国がその全部又は一部を補助

する。なお、補助率については、応急措置内容等によりその都度決定される。

(3) 災害復旧事業費等

災害復旧事業その他災害に関連して行われる事業に要する費用は、別に定めるところにより、又は予算の範囲内で国がその全部又は一部を負担し、又は補助する。

(4) 激甚災害の応急措置及び災害復旧に関する経費

国は著しく激甚である災害が発生した場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に規定されている事業に対し援助する。

3 起債の特例

災害対策基本法施行令第43条に定める地方公共団体は、次の場合において激甚災害が発生したとき、その発生した日に属する年度に限り地方財政法第5条の規定にかかわらず地方債をもってその財源とする。

- (1) 地方税、使用料、手数料、その他の徴収金で自治省令で定めるものの当該災害のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況を照らし相当と認められるものによって生じる財政収入の不足を補う場合
- (2) 災害予防、災害応急対策又は災害復旧で、総務省令で定めるものに通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合

第4章 災害復旧・復興計画

災害予防計画に基づき諸施策を実行し、災害の発生を未然に防止することは市防災計画上絶えず努力を傾注していかなければならない事項である。

しかし、災害は時としてその時点における人智を上回る破壊力をもち、~~不幸にして、被災する結果を招くことがある~~人的・物的な被害を与えることを想定しなければならない。

~~この時~~その際、市の総力を結集し、速やかに被災者の救援、救護に取組~~み~~、また同時に二次、三次災害の関連発生を防止するための災害応急対策を講じる必要がある。災害の~~拡大が停止し~~広がり~~が収まり~~、住民等の日常生活に平穏さが回復した後には、被災した公共施設について原形復旧を実施し、被害の状況を十分検討して、将来における災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良等を行う。

第1節 復興体制の構築と方針の策定

第1項 計画の主旨

特定大規模災害となる甚大な被害を受けた場合、速やかに「市災害復興本部（仮称）」を設置し、復興事業を推進する。

第2項 市が実施する対策

1 復興体制の構築

（1）市災害復興本部（仮称）等の設置に向けた検討

特定大規模災害が発生した場合、大規模災害からの復興に関する法律に基づく必要な支援措置を受けるための「市復興計画（仮称）」の策定を始めとする、市の総合的な復興対策を指揮する「市災害復興本部（仮称）」を設置し、設置のための規程や体制の整備に向けた検討を行う。

2 復興計画の事前検討

（1）復興計画の事前検討

特定大規模災害からの復興を国の支援措置を用いて計画的に進めるため、大規模災害からの復興に関する法律に基づく「市復興計画（仮称）」を速やかに策定するものとし、そのための復興計画への記載項目や内容等にかかる事前検討に努める。

（2）個別の復旧・復興計画の事前検討及び策定

大規模災害からの復旧・復興対策を円滑に進めるために特に重要な対策項目については、事前に個別の対策内容を検討し、対策のための「市事前~~都市~~復興計画（仮称）」を策定するよう検討する。~~その策定の際には~~、次の事項に留意する。

ア 市民意向の尊重

第4章 災害復旧・復興計画

市が主体となり県と連携して、市民の意向を尊重しつつ協働して計画的に行う。

イ 女性及び災害時要援護者の参画促進

市は、復旧・復興のあらゆる場・組織において、男女共同参画の観点から女性の参画を促進するとともに、高齢者、障がい者等災害時要援護者についても、参画を促進するよう努める。

第2節 公共施設災害復旧事業計画

第1項 計画の主旨

公共施設の災害復旧にあたっては、原形復旧にとどまらず、再度災害防止の観点から可能な限り改良復旧を行う。また、各種施設の災害復旧計画の策定にあたっては、災害の実情を精査し、その原因となった自然的、社会的及び経済的諸要因について詳細に検討したうえ、総合的見地から、緊急度の高い順に復旧に当たり、できるだけ早く当該事業の推進を図るよう配慮する。

第2項 市が実施する対策（各担当部）

市長は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分に調査し、それぞれの所管する公共施設に関する復旧計画を速やかに策定する。その計画は概ね次の計画とする。

なお、計画の策定にあたっては、関係機関は連携を図りながら被災原因、被災状況等を的確に把握し、「市復興計画（仮称）」との整合を図りながら策定する。

- （1）公共土木施設災害復旧事業計画（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第98号））
- （2）農林水産業施設災害復旧事業計画（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号））
- （3）都市災害復旧事業計画（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針）
- （4）水道施設並びに清掃施設等災害復旧事業計画（水道法（昭和32年法律第177号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号））
- （5）社会福祉施設災害復旧事業計画（生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、売春防止法（昭和31年法律第118号））
- （6）公立学校施設災害復旧事業計画（公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号））
- （7）公営住宅災害復旧事業計画（公営住宅法（昭和26年法律第193号））
- （8）公立医療施設災害復旧事業計画（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号））
- （9）その他災害復旧事業計画公共土木施設

第3節 中小企業振興計画

市（産業物資対策部）は、市内の商工業者が、災害により経営の状態が著しく悪化し、自己資金による再建が困難となった場合は、融資に関する援助指導に協力し、ひいては、市経済活動の回復を図る。

第4節 農林漁業経営安定計画

1 (株)日本政策金融公庫資金（産業物資対策部）

被災農家、林家、漁家の経営の回復のため、農林漁業セーフティネット資金等の融資制度を利用するよう指導、助言するものとし、市域における農林漁業の生産力の維持増進に努める。

2 天災融資法による災害経営資金（産業物資対策部）

災害により農林漁業者等が被害を受けた場合、国県及び市が金融機関等に対し利子補給を行い、再生産確保のための経営資金等を融資するものである。

なお、貸付限度、償還期限等については、天災の都度、政令で指定する。

第5節 被災者の生活確保計画

第1項 計画の主旨

大規模災害の発生は、多数の死傷者を生じることにとどまらず、家屋の倒壊、焼失などによる住家喪失、環境破壊などをもたらし、多くの住民等を混乱状態におとし入れることとなる。

災害を受けた地域の民生活動を安定させるため、被災者情報を収集し、世帯更生資金、母子福祉資金の貸付、被災者に対する職業のあっ旋、租税の徴収猶予及び減免、簡易保険、郵便年金契約者に対する非常貸付、郵便貯金者に対する非常払渡し、住宅資金貸付、生活必需物資、災害復旧用資機材の確保等に関する対策を講じる。

第2項 市が実施する対策

1 被災者情報の収集と対応（福祉医療対策部）

（1）被害認定調査の実施

住家の被災状況を把握するため、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」に基づく被害認定方法を用いて、関係部署と連携し、住家の被害認定調査を実施する。

また、被害状況により、現地調査が行えない場合や、倒壊・流出等の住家の集中が想定される場合等は、航空写真等を用いて調査を実施する。

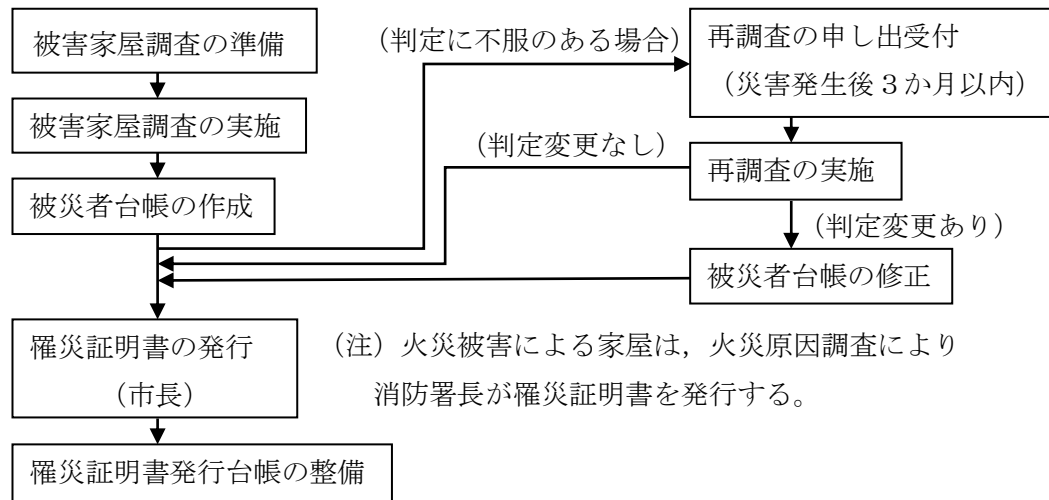
資料編16-5 防災に関する協定一覧（災害時における地図製品等の供給等に関する協定、災害時における航空写真等による被災状況調査に関する協定）

（2）被災者~~台帳整備に向けた検討~~支援システムの活用

災害時に被災者を総合的かつ効率的に支援するための基礎資料とするため、被災者に関する情報を一元整理~~した~~することができる被災者~~台帳支援システムを整備する~~ための検討を行うよう努める活用する。

（3）罹災証明書の交付

災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者への支援措置を早期に実施するため、被害認定・罹災証明書の交付体制を直ちに確立し、速やかに被災者に罹災証明書を交付する。



2 災害弔慰金、災害援護資金（福祉医療対策部、総務管理部）

大規模災害により死亡し、障害のある状態となり、又は住居等に被害を受けた遺族等に対して、市は次の施策を実施する。

(1) 災害弔慰金の支給

災害により死亡した者1人当たり

- | | |
|-----------------------|-------|
| ア その者が主として生計を維持していた場合 | 500万円 |
| イ その他の場合 | 250万円 |

(2) 災害障害見舞金の支給

ア 災害により障害の状態となった者が主として生計を維持していた場合

250万円

イ その他の場合

125万円

(3) 災害援護資金の貸付

住居、家財の被害の程度に応じて、150万円～350万円の貸付を行う。

(貸付利率は年1.5%。ただし、保証人を立てる場合又は据置期間中は無利子)

3 生業資金等の貸付（福祉医療対策部）

(1) 救助法による生業資金の貸付

被災者のうち、生活困窮者等に対する事業資金その他の小額融資は本計画による。

ア 対象者

住家が全壊（焼）又は流失し、生業の手段を失った世帯で次の各号に該当する者に対して行う。

(ア) 小資本で生業を営んでいた者であること。

(イ) 蓄積資金を有しないこと。

(ウ) 主として家族労働によって生業を維持している程度の者であること。

(エ) 生業の見込みが確実であって、具体的事業計画を有し、かつ償還能力がある者であること。

イ 貸付世帯数

生業資金の貸付世帯数は、市の全壊（焼）又は流出世帯数の25／100の範囲内とし、応急仮設住宅に準じて承認を受ける。

ウ 貸付限度額	生業費	30,000円
	就職支度費	15,000円

(2) 生活福祉資金の貸付

ア 貸付の対象

低所得世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯とする。ただし、低所得世帯に対し貸し付ける資金の種類は、総合支援資金、福祉資金及び教育支援資金に、障がい者世帯に対し貸し付ける資金の種類は、福祉資金に、高齢者世帯に貸し付ける資金の種類は、福祉資金及び不動産担保型生活資金に限る。

イ 借入の手続

貸付を受けようとする者は、借入申込書（市社会福祉協議会に備え付けられている）をその居住地を担当する民生委員または市社会福祉協議会を経由して、三重県社会福祉協議会長へ提出する。

ウ 貸付金の種類

(ア) 災害援護資金

(イ) 総合支援資金（生活支援費・住宅入居費・一時生活再建費）

(ウ) 福祉資金（療養費・介護等費・福祉費・福祉費（住宅）・福祉用具購入費・障がい者自動車購入費・生業費・技能習得費・緊急小口資金）

(エ) 教育支援資金（教育支援費・就学支度費）

(オ) 不動産担保型生活資金（不動産担保型生活資金・要援護世帯向け不動産担保型生活資金）

(注) 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められるときは、福祉資金及び教育支援資金の貸付対象とすることができる。

(3) 母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付

ア 貸付の対象

配偶者のない女子であって、現に児童（20歳未満の者）を扶養している者及び「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の対象となっている寡婦等。ただし、現に扶養する子等のない寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子の場合は、前年度所得が政令で定める額以下の者を区別とする。

イ 借入の手続

貸付を受けようとする者は、貸付申請書（市に備付）に関係書類を添付して、市を経由して県に提出する。

ウ 貸付金の種類

- (ア) 事業開始資金
- (イ) 事業継続資金
- (ウ) 住宅資金
- (エ) 技能習得資金
- (オ) 生活資金
- (カ) 就職支度資金
- (キ) 修学資金
- (ク) 転宅資金
- (ケ) 就学支度資金
- (コ) 修業資金
- (サ) 医療介護資金
- (シ) 結婚資金
- (ス) 特例児童扶養資金

(4) 恩給担保貸付金

ア 借入の手続

貸付を受けようとする者は、貸付申込書（**㈱**日本政策金融公庫に備付）に証書及び貸付証明書を添付して、**㈱**日本政策金融公庫に提出する。

イ 貸付金の限度、期間等

貸付額 恩給年額の3年分以内の額、ただし、最高限度額は250万円までとする。

償還期限 3年以内

利率 年1.1%

4 被災者に対する職業**幹あつ**旋等（産業物資対策部）

(1) 通勤地域における適職求人の開拓

- ア 職業転職者に対して常用雇用求人の開拓を実施する。
- イ 復旧までの間の生活保護を図るため、日雇求人の開拓を実施する。

(2) 巡回職業相談所、臨時職業相談所の開設

- ア 災害地域を巡回し、職業相談を実施する。
- イ 収容場所に臨時相談所を設け、職業相談を実施する。

(3) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の適用により雇用保険求職者給付を行う。

5 租税の徴収猶予及び減免等（福祉医療対策部）

災害による被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行って被災者の生活の安

定を図る。

(1) 国税の徴収猶予及び減免等

ア 災害等による期限の延長

国税通則法（昭和37年法律第66号）第11条の規定に基づき、災害により国税に関する法律の定めるところによる申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないものと認めるときは、国税庁長官、国税不服審判所長、税関長、国税局長及び税務署長は、政令で定めるところにより、その理由のやんだ日から2月以内に限り当該期限を延長することができる。

イ 災害被災者に対する租税の減免及び徴収猶予等

災害被災者に対する租税の減免徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定に基づく、震災、風水害、落雷、火災その他これに類する災害に因る被災者の納付すべき国税の軽減若しくは免除、その課税標準の計算若しくは徴収の猶予又は災害を受けた物品について納付すべき国税の徴収若しくは還付に関する特例については、他の法律に特別の定めのある場合を除いてこの法律の定めるところによる。

(2) 県税の減免及び期限延長

ア 県税の減免

災害が発生した場合において必要があると認めるときは、被災納税者に対する県税の減免を行う。

なお、災害が広範かつ大規模にわたる場合は、県税の減免に関する単独条例を制定して被災納税者の救済を図る。

イ 各種期限の延長

広範囲にわたる災害が発生し、交通又は通信等が途絶した場合等においては、被災地域内における県税の納税者について、県税の納付又は納入期限及び申請又は申告に係る書類の提出期限を延長する。

(3) 市税の減免等の措置

市においては、被災者の市民税及び固定資産税等の減免、徴収猶予並びに納期等の延長について、鈴鹿市税条例（昭和25年鈴鹿市条例第77号）の定めるところにしたがって必要な措置をする。

6 郵便貯金及び簡易保険の非常取扱等

(1) 郵便貯金等の貯金者に対する非常払渡

救助法が適用された区域内に対し、郵便局において非常払渡を取り扱う。

(2) 簡易保険の非常取扱

保険証書、印章がなくても本人と確認ができれば、保険金等の即時払を行うほか、保険料の払い込み猶予時間の延伸等を行う。

(3) 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

救助法第2条に規定する被災者であって、同法第23条第1項第1号に掲げる救助又は、同項第3号に掲げる救助を受ける者については、郵便法の規定により郵便葉書及び郵便書簡の無償交付を受けられる。

資料編 16-5 防災に関する協定一覧（災害発生時における協力に関する協定（避難所等への臨時郵便差出箱の設置等）

7 公営住宅の建設及び独立行政法人 住宅金融支援機構資金のあっ旋（建築対策部）

災害によって住居が滅失、焼失又は倒壊等をした被災者に対する住宅対策として、市及び県は、必要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図る。

滅失、焼失又は倒壊の被害を受けた住宅が、公営住宅法に定める基準に該当する場合には、市及び県は、被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

8 生活必需物資・災害復旧用資機材の確保（各担当部）

防災に関係ある機関は、災害復旧に当たって被災者の生活必需物資の確保に努め、また災害復旧用資材の調達、輸送等に努める。

9 各種生活再建支援に関する制度の周知（各担当部）

被災者の生活再建を早期に実現するため、各種支援制度に関する情報の一覧表や生活再建に関するハンドブックを作成・配布し、制度周知に努める。

第6節 激甚災害の指定

第1項 計画の主旨

激甚災害制度は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年9月6日（法律第151号）」に基づき、国民経済に著しい影響を及ぼす災害に対して、地方財政の負担の緩和、被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要であると認められる場合に、その災害を激甚災害として政令で指定し、合わせてその災害に対して適用すべき特例措置を指定するものである。

災害発生に伴う被害が甚大であり、激甚災害の指定基準に該当すると思われる場合に、市長は、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう、県と連携して災害の状況を速やかに調査し実情を把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

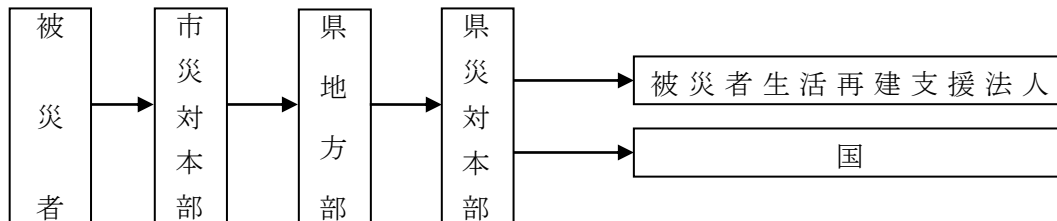
第2項 市が実施する対策（総務管理部、各担当部）

- （1）激甚災害及び局地激甚災害の指定基準を考慮し、災害状況等を調査して県に報告を行う。
- （2）県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。
- （3）激甚災害の指定を受ける必要があると認めた場合、県と連携を図りながら、指定の促進に努める。

第7節 被災者生活再建支援制度

第1項 計画の主旨

被災者生活再建支援法に基づき自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、基金を活用して支援金を支給する。



第2項 市が実施する対策（総務管理部、福祉医療対策部）

市は、被災者支援相談窓口等を市民会館に設置し、関係機関の協力を得ながら被災者に適切な支援を行う。また、被災者が手続きで混乱しないよう、ワンストップ窓口を設置する体制を整える。

資料編16-5 防災に関する協定一覧（災害時における協力に関する協定（被災者向け相談窓口の設置等）、災害発生時における調査及び支援活動に関する協定（被災者向け相談窓口の設置等））

1 対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な自然災害により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

- （1）災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村の区域にかかる自然災害
- （2）10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町の区域にかかる自然災害
- （3）県内において100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

2 対象世帯と支給額

自然災害によりその居住する住宅が、a全壊世帯、b半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、c長期避難世帯、d大規模半壊した世帯に対し、住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）と住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給する。また、e中規模半壊した世帯に対しては、住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給する。

《複数世帯の場合》

（単位：万円）

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200

第4章 災害復旧・復興計画

生じやむを得ず 解体した世帯, 長 期避難世帯	賃借 (公営住宅以外)	1 0 0	5 0	1 5 0
大規模半壊世帯	建設・購入	5 0	2 0 0	2 5 0
	補修	5 0	1 0 0	1 5 0
	賃借 (公営住宅以外)	5 0	5 0	1 0 0
<u>中規模半壊世帯</u>	<u>建設・購入</u>	<u>二</u>	<u>1 0 0</u>	<u>1 0 0</u>
	<u>補修</u>	<u>二</u>	<u>5 0</u>	<u>5 0</u>
	<u>賃借 (公営住宅以外)</u>	<u>二</u>	<u>2 5</u>	<u>2 5</u>

《単数世帯の場合》

(単位：万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯, 半壊又 は敷地に被害が 生じやむを得ず 解体した世帯, 長 期避難世帯	建設・購入	7 5	1 5 0	2 2 5
	補修	7 5	7 5	1 5 0
	賃借 (公営住宅以外)	7 5	3 7. 5	1 1 2. 5
大規模半壊世帯	建設・購入	3 7. 5	1 5 0	1 8 7. 5
	補修	3 7. 5	7 5	1 1 2. 5
	賃借 (公営住宅以外)	3 7. 5	3 7. 5	7 5
<u>中規模半壊世帯</u>	<u>建設・購入</u>	<u>二</u>	<u>7 5</u>	<u>7 5</u>
	<u>補修</u>	<u>二</u>	<u>3 7. 5</u>	<u>3 7. 5</u>
	<u>賃借 (公営住宅以外)</u>	<u>二</u>	<u>1 8. 7 5</u>	<u>1 8. 7 5</u>

3 支援金の支給申請

(1) 申請時の添付書面

- ア 基礎支援金：罹災証明書, 住民票 等
- イ 加算支援金：契約書（住宅の購入, 賃借等） 等

(2) 申請期間

- ア 基礎支援金：災害発生日から13月以内
- イ 加算支援金：災害発生日から37月以内

第3部 地震・津波対策編

第1章 総 則

第1節 目 的

第1項 計画の目的

この計画は、基本法第42条の規定に基づいて、鈴鹿市防災会議が作成する計画であり、市域の災害予防・減災対策、災害応急対策、復旧・復興計画及び南海トラフ地震に対する対策を定め、行政、防災関係機関及び市民による防災活動を総合的に実施することにより、地震や津波による被害の軽減（減災）を図り、市民の生命、身体、財産を保護するとともに、社会秩序の維持と公共の福祉に資することを目的とする。

第2項 計画の基本方針

この計画は、市、防災関係機関、事業者、地域、市民の総合力で地震・津波対策に取り組むことを基本方針とする。

そのために、市や県等の防災関係機関が実施する災害予防・減災対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を推進することと併せて、事業者、地域、市民等が果たすべき責務、役割を明確にし、「自助」、「共助」、「公助」の有機的な連携を図れる体制作りを目指す。

第1章 総則

第2節 構成

地震・津波対策編の構成は次のとおりとする。

第3部 地震・津波対策編	第1章 総 則
	第2章 災害予防・減災対策計画
	第3章 災害応急対策計画
	第4章 災害復旧・復興計画
	第5章 東海地震の警戒宣言発令時の緊急応急対策計画
	第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総 則	計画の目的や、市、防災関係機関、市民等の防災上の責務や役割、想定される地震・津波災害の被害等を記載。
第2章 災害予防・減災対策計画	発災時の被害の防止及び軽減を図るため、又は発災後の対策を円滑に実施するための事前の措置として、平常時において地震・津波災害に備えて行うべき「自助・共助・公助」の防災対策を記載。
第3章 災害応急対策計画	発災時において、市災害対策本部や防災関係機関、市民等が取り組むべき対策を記載。
第4章 災害復旧・復興対策	被災者の生活の安定や経済活動の回復のための対策及び被災者の生活再建や地域の復興を適切に進めるための考え方等について記載。
第5章 東海地震の警戒宣言発令時の緊急応急対策計画	東海地震にかかる地震防災対策強化地域について、警戒宣言等が発令された場合に地震発生までに行う緊急対策について記載。
第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画	南海トラフ地震に関する津波避難対策の推進に関する基本的な方針などの事項を記載。

第3節 防災関係機関の業務大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市及び本市の区域内の防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱については、第2部風水害等対策編を準用する。

第4節 本市における既往地震

過去の地震と被害

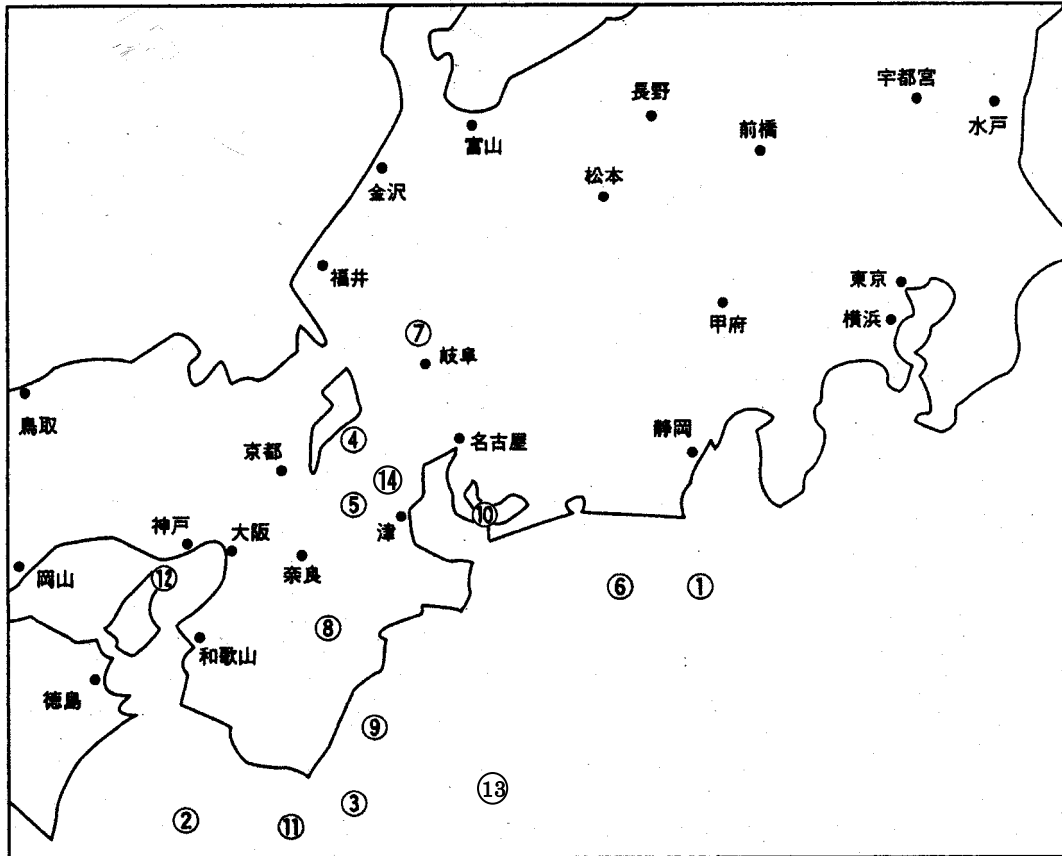
No.	発生年月日	地域（地震名）	震 央	規 模	被害の内容（鈴鹿市の震度）
1	1498. 9. 20 （明応 7）	東海道全般 （明応地震）	東 海 道 沖	8. 2 ～8. 4M	紀伊から房総に至る海岸と甲斐にわたる大地震。伊勢志摩で津波による被害大。 <u>本市の被害不明</u> 。
2	1605. 2. 3 （慶長 9）	東海・南海・西 海諸道 （慶長地震）	南 海 道 沖 房総沖	7. 9M	2つの地震が同時発生した。 房総，東海，南海から西海諸道にわたる地震。伊勢で津波による被害大。 <u>本市の被害不明</u> 。
3	1707. 10. 28 （宝永 4）	五畿七道 （宝永地震）	南 海 道 沖	8. 4M	東海から四国沖にわたるわが国最大級の地震。津，四日市で各 500 戸以上の家屋被害が発生。熊野で津波による被害大。 <u>本市の被害不明</u> 。 (震度 6)
4	1819. 8. 2 （文政 2）	伊勢・美濃・近 江	近 江 八 幡	7. 1 ～ 7. 4M	内陸地震で，近江八幡，桑名近辺で被害大。 <u>神戸では櫓の，壁落ち，塀等の破損</u> 。（震度 5）
5	1854. 7. 9 （嘉永 7）	伊賀・伊勢・大 和及び隣国 （安政地震）	山城	7. 1 ～ 7. 4M	内陸地震で，伊賀上野，四日市，奈良大和郡山付近で被害大。 <u>鈴鹿川の土堤に裂け目，沈下の被害。勢洲神戸で潰家 180 戸，半壊 140 戸，死者 46 人</u> 。（震度 5）
6	1854. 12. 23 （安政 1）	東海・東山・南 東諸道 （安政東海 地震）	東 海 道 沖	8. 4M	関東から近畿にわたる地震。甲府・松本でも被害大。伊勢志摩で津波の被害大。北は長島町から南は二見町にわたって海岸低地に沿って被害。 <u>本市の被害不明</u> 。（震度 6）
7	1891. 10. 28 （明治 24）	愛知県・岐阜県 （濃尾地震）	岐阜	8. 4M	仙台以北を除き日本中で有感。 愛知・岐阜で被害大。県内で 1,300 戸の家屋被害。 <u>本市の被害不明</u> (震度 6)
8	1899. 3. 7 （明治 32）	奈良・三重・和 歌山県	奈良	7. 0M	奈良・三重・和歌山に被害。木ノ本，尾鷲に被害大。 <u>白子，神戸に被害の記録があるが内容は不明</u> 。（震度 4）

第1章 総則

No.	発生年月日	地域（地震名）	震 央	規 模	被害の内容（鈴鹿市の震度）
9	1944. 12. 7 （昭和 19）	三重・愛知・岐阜・静岡・和歌山・奈良 （東南海地震）	熊野灘	7.9M	三重・愛知・岐阜・静岡に被害大。 <u>本市に死者4名，全壊家屋26戸，半壊家屋111戸，津波の高さ1m程度。</u> （震度5）
10	1945. 1. 13 （昭和 20）	愛知県南部 （三河地震）	三河湾	6.8M	愛知県南部に被害大。三河湾内に津波が発生し，高いところで1m程度。 <u>本市の被害不明</u> （震度4～5）
11	1946. 12. 21 （昭和 21）	中部・中国・四国・九州 （南海地震）	紀伊半島沖	8.0M	中部地方から九州に被害。伊勢・松阪・津に被害集中。 <u>本市の被害不明。</u> （震度4）
12	1995. 1. 17 （平成 7）	兵庫県・大阪府・京都府 （阪神淡路大震災）	淡路島北端部	7.2M	兵庫・大阪・京都に被害。特に兵庫に被害集中。 <u>本市の被害なし。</u> （震度4）
13	2004. 9. 5 （平成 16）	三重 （紀伊半島沖地震）	紀伊半島沖	7.1M	特に被害なし。 <u>本市の被害なし。</u> （震度4）
14	2007. 4. 15 （平成 19）	三重（三重県中部を震源とする地震）	三重県中部	5.4M	<u>重傷1名，軽傷6名，家屋被害（住家）7棟（一部損壊），公共施設7件（一部損壊），ブロック塀2箇所，停電4,300戸</u> <u>市内の広範囲でにぎり水</u> （震度5弱）
15	2011. 3. 11 （平成 23）	東北地方太平洋沖 （東日本大震災）	宮城県沖	9.0M	岩手・宮城・福島を中心に津波による甚大な被害。 県内で軽傷1名，床上浸水2棟，非住家被害9棟。四日市港に津波最大波0.5m。 <u>本市の被害なし。</u> （震度3）

※「日本被害地震総覧 599－2012」（宇佐美 龍夫著）より

地震の震央



※⑮は宮城県沖